

岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第70号

岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(不申告に関する過料)</p> <p>第8条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条（納税義務者又は特別徴収義務者が同条第1項の承認又は同条第2項の規定によって準用される県税条例第9条第2項の認定を受けている場合を除く。）の規定によって、申告すべき事項について<u>正当の事由</u>がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p>	<p>(不申告に関する過料)</p> <p>第8条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条（納税義務者又は特別徴収義務者が同条第1項の承認又は同条第2項の規定によって準用される県税条例第9条第2項の認定を受けている場合を除く。）の規定によって、申告すべき事項について<u>正当な事由</u>がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。